

令和5年 第1回

南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

令和5年第1回南会津町議会全員協議会会議録目次

2月3日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎議長挨拶	3
◎議題	3
南会津地方広域市町村圏組合消防職員の増員について	3
◎閉会の宣告	14

令和5年第1回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和5年2月3日（金曜日）午後 1時00分開会

- 1 開会
- 2 議長挨拶
- 3 議題

(1) 南会津地方広域市町村圏組合消防職員の増員について

- 4 閉会

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	渡 部 優	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	佐 藤 一 範	副 町 長
小 寺 俊 和	総 務 課 長	星 良 栄	総 合 政 策 課 長
渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長	渡 部 浩 明	館 岩 総 合 支 所 長
馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長	平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長
渡 部 勇 夫	南 会 津 地 方 広 域 市 町 村 圏 組 合 管 理 者	高 橋 稔 雄	南 会 津 地 方 広 域 消 防 本 部 消 防 長

鈴木 康 徳

南会津地方広域
市町村圏組合
事務局 長

事務局職員出席者

星 貴 夫 事 務 局 長

星 彰 議 事 係 長

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、改めまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから令和5年第1回南会津町議会全員協議会を開会いたします。



◎議長挨拶

○室井嘉吉議長 本日の全員協議会は、南会津地方広域市町村圏組合消防職員の定数増員について協議をお願いするため、議長が招集したものであります。

なお、本日は、南会津地方広域市町村圏組合管理者、渡部勇夫只見町長、南会津地方広域市町村圏組合消防本部、高橋稔雄消防長、南会津地方広域市町村圏組合、鈴木康徳事務局長にご出席をいただきましたので、ご紹介をいたします。よろしく願いをいたします。

次第は、お手元に配付のとおりでございます。



◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。

また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるよう、よろしく願いをいたします。

(1) 南会津地方広域市町村圏組合消防職員の定数増員についてを議題といたします。

まず、管理者の只見町長から、挨拶を兼ね、概要等の説明をお願いいたします。

只見町長。どうぞこっちへ来てやってください。

○渡部勇夫南会津地方広域市町村圏組合管理者 ただいまご紹介賜りました、南会津地方広域市町村圏組合管理者を務めさせていただいております只見町長の渡部でございます。

本日は、南会津町議会全員協議会に出席のご許可をいただき、また発言のご許可をいただき、誠にありがとうございます。管理者として、本日の消防職員の増員の改正を今後お願いするに当たっての背景等につきまして、貴重なお時間をお借りし、説明をさせていただきたいと思えます。

結論から申し上げますと、現在、南会津広域消防本部職員の定数は88名でございます。それを100名に増員改正を今後お願いしたいという趣旨でございます。一挙に100名ということではなくて、今後8年間かけまして、徐々に、8年後に100名ということでございます。

そして、ここに至る経過でございますが、皆様方、本当に十分ご承知のとおり、南会津郡は神奈川県とほぼ匹敵する、まさに広大な面積を擁しております南会津郡でございます。そういった中で、福島県内には12の消防本部がございますが、管外に救急車等が出動する管外出動率、出場ともいいますが、管外に行く率は、12消防本部で南会津広域消防本部が断トツでございます。そういった中で、管内では救急搬送が終わらないと、管外に行くという非常に、もともとそのような地政といいますか、環境でございます。

そういった中で、今日は貴重な機会でございますので、率直なお話をさせていただきます。

様々検討してまいりまして、改めて消防の、特に救急体制と医療は表裏一体でございます。そういった中で、今般、県立南会津病院の佐竹院長先生のご退任の話、皆様方お聞き及びのことと思えます。

佐竹院長先生は、病院の経営理念の中に、断らない救急医療ということで、はっきり理念として明示されていらっしゃると思いますが、その先生が、一身上の都合だと思えますが、自ら院長職をご退任され、ただ、県立病院の医師としては引き続き、どこの病院になるか分かりませんが、医師としては勤めていきたいんだというお話がありました。

それを受けまして、議会議長の皆様、私たち町村長、共に先般、県のほうに参りまして、井出副知事並びに病院局長、また病院管理者のほうに、後任体制をしっかりとお願いしたいということを本当に丁寧に要望してまいりました。しかしながら、聞き及びのことと思えますが、すぐ対応しますというような非常に前向きな状況の回答はいただけませんで、引き続き努力してまいりますという趣旨の回答に終始しております。

また、私が知るところによりますと、今医師の働き方改革で、今、厚生労働省のほうでも審

議会等で協議しておりますが、今後はベッド数が200床未満の病院、ですから、南会津病院は90床未満ですから、当然そこに該当しますが、200床未満の病院については24時間救急をやめるというような検討がなされているということ、私もある医師から報告を受けまして、その後、私なりに担当課のほうに調べさせましたし、私自身もネット等で検索しておりますが、そのような検討は確かになされているようでございます。

そうすると、今まで南会津病院が2次医療機関として救急を受け入れていただいたと、外来診療もやっていただいたと。非常に南会津郡にとっては、基幹病院が非常に脆弱な体制になるかというふうに非常に心配しております。

うちの町、只見町のことで申し訳ありませんが、朝日診療所も県のほうから医師をいただいておりまして、3名体制で24時間の救急やっておりました。ですが、ここ何年かは、県から医師派遣を1名も受けることができませんので、福島医大からいただいた先生2名でやっております。

そういった中で、やはり24時間救急はできないということで、朝日診療所は既に午後9時までの診察にしております、9時過ぎからは救急車は朝日診療所で受け入れないで、南会津病院もしくは管外の会津若松市中心の病院のほうに行っております、既に只見町の関係でも広域消防本部消防署のほうには負担をかけております。

そういったことが、まさか県立南会津病院は、本当に南会津郡にとってよりどころでございますし、大切な病院でございますので、そういったことはないものというふうに私も思っておりましたが、そういうお医者さん方からの複数の情報提供があったり、先ほど担当課のほうに調べさせたりということで、どうもそういった検討が国のほうでなされているということを知したところでございます。

それが、やはり今回の、それと消防職員の増員がどう結びつくんだということになりますが、本来は、病院体制のしっかりした医師の確保、救命救急体制を構築してほしいところが第一義的ではございますし、十分そのことは承知しております。また、皆様方と共に、南会津郡挙げて、今後、要望活動等をしていかなければならないということは十分承知しておりますが、一方で、現況このようなこともございます。

また、コロナ禍も5月8日には5類相当になるということで、また若干見通しが出てまいりましたが、いずれにしても、今後、感染症対策は引き続きなされるものと思います。

そういった中で、南会津広域消防本部につきましては、やはりそういった諸事情を総合的に勘案した上で、救急車は3名乗車ですから、そういったことを考えた上で、当初は正直105名

というふうな試算が消防長のほうから上がってまいりましたが、さすがに105名は様々考えた中で、これは難しいということで、最低の線を探った中で、私ども消防本部管理者事務局のほうとしては、100名という数字をはじき出したところでございます。

このことについても、大変なご負担を皆様方に、郡民の皆様におかけすることになりますが、やはりこれについては、郡民の皆様の生命・体を守っていくという意味で、必要な広域消防本部としての体制だと思っております。

ただ、様々な負担金が増えることは、そこは間違いありませんので、私、少し出過ぎた発言になるかもしれませんが、やはりこれは、医療と消防は一体だということで、福島県知事はじめ県のほうに、医療体制の充実とともに、財政的支援を広域圏としても今後求めていくべきではないかなというふうに思っております。

そういったこと含めまして、今回、この後、詳細につきましては消防長のほうから説明させていただきますけども、今までの背景につきまして、そのようなことを今この場で申し述べさせていただいて、今後、ご疑問の点や至らない説明のところは、再度ご質問賜れば大変ありがたいと思います。

そういったことで、ぜひとも今後の消防職員の定数増員につきましては、ご理解を賜りますよう心からお願い申し上げます。本当に貴重な時間、誠にありがとうございました。

○室井嘉吉議長 それでは、引き続きの説明をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

消防長。

○高橋稔雄南会津地方広域消防本部消防長 皆さん、こんにちは。

南会津地方広域市町村圏組合消防本部消防長、高橋でございます。本日は、貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。よろしくお願いたします。

また、南会津町議会議員の皆様には、平素より広域行政全般にわたりまして深いご理解の下、円滑な運営をするに当たり、格別のご高配を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、私からは、資料に基づきましてご説明いたします。

A3判の資料をご覧ください。

資料左上のほうに、増員の理由を記載いたしました。赤字で、消防業務の継続可能な体制構築のための課題と理由でございます。

①番、現場活動要員の確保。

現在、1本部、1消防署、3出張所、2分遣所、消防職員は条例定数88名でございます。

これまでの条例定数に至った経緯を振り返ってみますと、いかにして救急隊員の3名体制を確保するかといった目線で整えられてきた88名とっております。

なお、現在の配置状況では、館岩・檜枝岐分遣所につきましては、各署所からの応援体制が前提の配置人員であります。令和4年中の館岩分遣所の応援日数は365日のうち116日、檜枝岐分遣所の応援日数は310日となっております。

また、コロナウイルスの感染拡大により、消防職員も感染してしまいました。家族の感染により自宅待機となるなど、一つのアクシデントなどで、出場体制の確保には非常に苦慮しております。そのような不測の事態のときには、管理職が当直勤務に従事し、部隊確保に努めているところです。

昨年末から今年の正月の頃には、複数名の感染者と家族感染による自宅待機で、いずれかの署を閉鎖しなくてはいけないかというところまで検討したところであります。また、伊南・只見・下郷の出張所は、現在の配置状況から、救急出動してしまいますと空所となってしまいます。その後の事後対応に不安を感じているところは強くあります。

②番、予防業務の高度化への対応です。

平成13年の新宿歌舞伎町で発生しました雑居ビル火災以降、消防法が改正されまして、今までは消防の行政指導から行政処分という方向へ重点が変わっております。また、令和3年12月の大阪で発生しました診療所の放火火災、昨年2月の新潟県村上市のお菓子の製造工場の火災など、多数の亡くなる方が発生する火災があるごとに、予防業務は高度な知識と判断力が求められる状態となっております。予防業務に精通した職員の育成も大変大きな課題となっております。

③番、働き方改革への対応できる持続可能な消防体制の確保並びに④番の災害対応力の強化。

消防分野の女性職員、これは、国のほうで5%を目指すという方向で出ております。現在88名、100名となりますと、おおむね5名程度の消防職員、女性が目指すところではありますが、現在、女性の消防職員は2名おります。

なお、うち1名は、昨年出産、現在育児休暇となっております。そのような女性が働きやすい環境のバックアップ体制も必要となってきます。

また、ご存じのとおり、消防は火災や救急出動ばかりでなく、山岳救助や大規模災害時にも対応しております。特に山岳事案は長時間活動となります。投入する単位は、非番日や週休者も多く出場しています。前日の当番日では救急出動、そして、翌日の非番日、山岳救助出動す

るなど隊員もおり、過酷な日程となっている職員も多くおります。

それでは、今ほど当番・非番日と申し上げましたが、消防職員の勤務について、ぜひご説明したいと思います。

右下の横長のグリーンの表をご覧ください。

私を含めまして幹部職員は毎日勤務の日勤者であり、役場職員の方と同じ8時半から17時15分までの勤務であります。それに対しまして、現場活動する交代制勤務者の勤務時間ですが、下から2番目の表のとおりとなり、8時半から翌日8時半までとなります。その中の青い部分、昼、夕方、夜間の休憩時間を除きますと15時間30分ということで、2日間の勤務を24時間で勤務しているということになります。これが1日の当番日ということになります。

そうしますと、翌日の8時半から次の勤務日までが非番日というふうになります。例えばとなりますが、役場職員の方が17時15分以降、翌日の朝まで、これが消防職員の非番日というような部分となっております。分かりやすいかもしれませんが、ご理解いただけたと思います。

このように、当番・非番日ということをして3当番繰り返しまして、その後には週休日という、いわゆる土日部分が回ってきます。この週休2日を取得するには、8週間を1スパンとして捉えています。8週間で週休を16日、この下の表が8週のサイクルでございますが、一番右のほうには14までの数字しかございません。どこかのいずれの当番日を週休日を取得することによって、8週16休が満了となります。

これを現在の人員配置でいきますと、本署では一つの班に12名ほど配属しておりますが、週休者がそのうち4名ほどとなります。また、出張所では5名配置しておりますが、2名は週休者となります。各所属とも、ぎりぎりの配置状況となることにお分かりかと思えます。そういう中で、一つのアクシデントで部隊活動する職員の不足が生じる状態となっております。

続きまして、左の消防力の整備指針、ここについてご説明いたします。

消防力の整備指針は、総務省消防長官の勧告として示されております。この地域の消防活動を行うに当たり、消防施設の必要な基準を示したものであります。最終的には、当該市町村が各種要素を踏まえまして決定するものであります。

算定数の①をご覧ください。

現在のポンプ車や救急車などの車両を兼務しながら当たった体制であり、この数字は実情にあった算定数で、119名が理想な数字となっております。また、算定数②は、これは各車両兼務でなく、独自に単独運用するとなると、164名ほどの職員が必要となります。そのような中、①の119にいかに近い数字までいけるかというところであります。

左下の表をご覧ください。

日勤者の幹部職員を除いた勤務人員の状態となります。定数、実員、増員後とありますが、定数は現在の条例定数88名がフルに勤務できたときの状況です。ただし、新規採用者は、初任教育の6か月、その後の救急業務の当たる救急の研修などで、1年間ほど時間を要します。また、育児休暇、防災ヘリなどへの長期派遣者等を除きますと、実情としては、真ん中の実員となります70名というのが、現在の部隊活動しているメンバーであります。

この館岩・檜枝岐のところをご覧ください。

2.86、2.14、救急隊確保の3名には足りませんので、各所属からの応援が必要というふうになっております。

各種社会情勢の変化などから、課題を改善するに当たりまして検討しました結果、先ほど管理者が述べましたように、100名体制が必要となります。ぜひ消防職員を増員していただき、100名体制としていただきますこと、右の増員後となります部隊活動するのが88名、館岩・檜枝岐分遣所の補充体制は引き続き必要ですが、基幹署となります本署、伊南出張所を特に充実することで、安定した応援体制、さらには予防業務員の充実、現場活動をする要員が各種研修を受講するなど、働きやすい環境が整うこととなります。

また、伊南・只見・下郷出張所は4名を確保することが可能となりますことから、救急出動後の空所体制を見直すことも可能となってきます。

それでは、資料の中央に増員による採用計画と増員による各町村の負担金について記載いたしましたので、ご覧ください。

採用は切れ目なく、令和12年まで採用したいと考えております。よって、その配分は3名、2名、1名となっておりますが、この辺は今後検討しながら進めてまいりますけども、その下にあります人件費、この下の表は、増員による採用人数から割り出しましたものであります。

各町村の負担金の増額となりますが、大変大きな負担となります。消防業務の継続を可能な体制構築に向けまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

長くなりましたが、資料に基づきました説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 どうも説明ありがとうございました。

それでは、早速でございますが、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などございましたら、発言を受けていきたいと思っております。ございませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 広域議員の1人として、また南会津町議会議員として、質問といたしますか、お話をさせていただきます。

8月の定例議会で、私は監査の立場から、数字から見て、どうして職員が不足していくんだと、そういう観点から、ひょっとしてこれは、苦しい労働環境にあるのではないかというような観点で、今日来られている管理者に、定数の見直しをしたらどうだという、一般質問で提案をした者としては、こういった形で定数増の提案をされるということに対しては、本当に敬意を表したいと思います。本当に大変だったと思います。それぞれ構成町村の負担があることでありますので、その中で、まず、それは本当に感謝を申し上げたいと思います。

それで、私はそのときに、現場の消防長としてはどのくらいの人数が必要かという質問を、議長に許可をもらって質問したんですが、管理者に、それは少し待ってくださいと、今後定数増にするかも含めて管理者で検討したいのでということで、分かりましたということで議회를終わったんですが、私もいろいろと、その後調べてみました。そうしたら、いわゆる行政改革で、職員はどっちかという減らす傾向にあるんです、現実的には。

けども、地方公共団体における適正な定員管理の推進についてという報告書あるんですが、これは平成30年の3月の資料なんです、地方公共団体の定員管理研究会の報告書というのをちょっと調べました。そうすると、平成6年を100とした場合、平成29年の数字なんです、消防職員の定数は実は110.4、1割以上定数増になっているんですね。

ちなみに、警察職員は113.5、一番警察職員が多いんですが、そして、役場職員である行政職は78%まで低くなっていると、そういう現状を確認しました。

ですので、こういう数字が全国的な数字なので、この次に質問するときにはこういうことを質問しようかなと思ったら、今日実は、ほぼ10%近い数字を出されたので、全国的に見ても非常に適正であるというふうに私は理解いたしますので、ぜひ同僚議員もご理解いただいて、予算に関わることでありますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 先ほど町長から、いろいろ勤務体制のことで説明がありました。

もう少しちょっとお聞きしたいんです。例えばですよ、伊南とか只見から救急で出動した場合、当然、若松とか行きますよね。そうすると、1日に2回も3回も行かなくちゃならない場合が当然出てくるはずだと思います。

私がいつも気になったのが、ただいま出動中という看板が、入口のところはずっと掛けっ放しなんです。そうなった場合に、その隊員というのは、ずっと稼働中の状況になるということです。そうすると、この勤務体制というのが、私はこのとおりにいかないんじゃないかなというようなふうにも想像するんですけども、例えばそこに山岳救助なんかも入ってくると、当然いなくなっちゃなくなる。そうすれば、この勤務どおりには私はいかないように感じるんですけども、その実態を教えてください。

○室井嘉吉議長 消防長。

○高橋稔雄南会津地方広域消防本部消防長 今、2番議員のほうからおただしの件であります。現在、3名の部隊確保、出張所であります。そうしますと、例えば出て若松へ行く、只見から行けば4時間、5時間かかります。そのメンバーは、そのまま出たままとなっているのが現状であります。

先般、東京消防庁のほうで、救急車の横転したというようなニュースがございました。あれは、コロナウイルスの感染とか救急出動の増で、休まず出ているということでもあります。実際、先日、只見出張所でも、夜中出て、朝まで24時間、24時間と申しますか、徹夜で活動したというような事案もございました。現在はそのような厳しい状況であります。

先ほど申し上げましたとおり、これを4名、出張所4名となりますと、1名が残っておりますので、そのような状況のときは乗り換えて、交代でできることも可能になってきますので、やはり出張所も4名体制までいきたいというのが私の方針であります。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 1点ですけども、財政のほうなんですけども、先ほど、管理者であります只見町長のご説明の中で、県のほうに支援のほどをお願いしてきたと。医療、救急、同じだろうということで、医療だけでなく、そういった広域圏に対する救急に対する支援も、補助でしょうけども、お願いしてきたというような説明をいただきましたけども、それは、広域圏に対する県の補助とか国の補助というのは、運営メニューも実例としてあるんでしょうか。例えば消防車両を買うとか、そういうときはあると思うんですけども、そういった運営部分の補助とか、それは過去あるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 只見町長。

○渡部勇夫南会津地方広域市町村圏組合管理者 ご質問ありがとうございます。

先般、議長会の皆様、町村長で、井出副知事並びに病院局のほうに行ってまいりましたという報告をさせてもらいまして、それはあくまでも、県立南会津病院の佐竹院長の後任をしっかりとお願いしたいという1点のみの要望でございました。

今日このような機会をいただきまして、やはり山岳救助とか消火活動とか様々ありますが、特に大きいのが救急搬送ということで、救急搬送体制と医療の南会津病院関係は表裏一体だということを申し述べさせていただいております。

そういった中で、基本的には、渡部議員さんがおっしゃるように、そういった制度的にはありません。それは、南会津の地方振興局長にも要望とともに確認をお願いしています。ですから、振興局長さん自ら県のほうに照会していただいて、危機管理課であるとか市町村財政課のほうにお問い合わせいただいて、その返答はいただいております。

ですから、地方交付税の中で、基本的な算定項目しかありませんという事務的な確認は1点いただいておりますので、その枠の中で考えれば、まさにそういったものはないというふうに思います。

ただ、私が先ほど申し述べさせていただいたのは、やはり医師の確保、確保はそこをお願いするとして、やはり一体なんで、県に対して、そういった医療体制が脆弱になってくる中で、南会津の広域市町村圏組合構成町村の負担のみが今後重くなっていく懸念があるんで、そこに対して県の姿勢として、やはりその分の増嵩分を、できれば全額ですけど、その辺はいろいろ今後話になるかと思いますが、そういったことを、ちょっと私、前のめりでしゃべりましたけど、そういった要望活動は、皆さんと共に今後やっていく必要があるだろうという覚悟といいますか、意思を表明させていただきましたので、ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでしたが、そういった取組は、今後、皆様方のお力をお借りしながら、ぜひとも県に対して要望していくということが必要だろうということで申し述べましたので、その辺、制度的にあるものでございませぬので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 そうなんですよね、制度的なものはないというのは承知していたんですけども、もしかしたらというふうなことでお聞きいたしました。

今後、町村会でも議長会でも、国に対しても、やっぱり交付税対象、広域、幾つかの自治体が集まって一つ一つのものをすると、特に救急とかそういった部門については、安全対策として非常に必要なことだというふうに思いますので、ぜひ町村会でも議長会でも、議長いらっしやいますけども、交付税対象で少し面倒見てくれというふうな運動はしなくちゃいけないと思

います。

県のほうも大変だと思いますので、まずは交付税対策で係数を上げてもらうとか、一人頭の係数を上げてもらうとかして、少しでも財源的に、これからどんどん人口が減ってきていますので、各町村も大変だというふうには思いますので、ただ、必要なことにはお金はかけなくちゃいけないという考えだというふうには思いますので、ぜひ国への働きかけ、強力にやっていただきたいなと町村会にお願いしたいですね。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 なければ、私のほうから1点だけ質問させていただきたいというふうに思いますが、具体的な進め方についてご説明をいただければなど。この案に沿った、今年度中に条例改正やって、それで、こうやってこうやって、実質はここからということになるということ含めた、時間的な、スケジュール的な今後の進め方について、何かあれば教えていただければなど。

只見町長。

○渡部勇夫南会津地方広域市町村圏組合管理者 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

全て管理者会で決定した上でという前提の上でございますが、本日、本当に初めて南会津議会全員協議会、このような場の許可をいただけて、非常にありがたく思っております。このような説明の機会をいただきました。

今後は、下郷町、檜枝岐村、そして只見町、残り4町村につきましても、同様の全員協議会を今後お願いして、説明の機会をいただきたいなということをもまず1点思っております。

その上で、皆様方の議会のほうのご理解がいただけるということであれば、管理者会、逐次やっておりますので、管理者会の中で、その辺の最終的な、渡部南会津町長さんもここにいらっしゃいますが、当然。その中で確認をさせていただいて、3月末に臨時議会を予定させていただきたいなと思っておりますので、3月末の広域圏の臨時会に、これから1か月ほどありますけど、その間に残り3町村の説明をさせていただいて、何とか3月末ということで、年度内改正をぜひともお願いしたいというスケジュール感で考えておりますが、なお、管理者会の中で確認させていただいた上で、正式な返答とさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○室井嘉吉議長 分かりました。

そうしたら、そういうことで、この定数問題については終わりますが、いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、消防職員の定数増員についてを終わります。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 これで、協議議題は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回南会津町議会全員協議会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

只見の町長さん、消防長さん、大変ご苦労さまでございました。あと、事務局長さん、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 1時40分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉